

平成 22 年 10 月 22 日（金）

## 議会活性化推進会議（延長後第 9 回）レジュメ

### 1 会議の内容

- （1）第 2 次報告書について
- （2）協議事項 3 「議会の公開性・透明性を高める取り組みの拡大」について
- （3）会津若松市議会への視察調査の結果報告について
- （4）協議事項 1 「議会基本条例（仮称）の検討」について
- （5）次回の日程

1 議案及び賛否状況の市議会ホームページ掲載（平成 22 年 10 月 1 日より）

**福岡市議会** Fukuoka City Council

福岡市議会トップページ > 議案、会議結果 > 平成22年第4回福岡市議会（定例会）議決結果

### 会議結果

● 平成22年第4回福岡市議会（定例会）  
（平成22年9月9日から9月17日）

→ 議案 → 意見書案・決議案

#### 議案

【会派名】 自民：自由民主党福岡市議団 公明：公明党福岡市議団 民主：民主・市民クラブ みらい：みらい福岡市議団  
共産：日本共産党福岡市議団 ネット：ふくおかネットワーク 社民：社民・市政クラブ福岡市議団  
福祉：福祉市民クラブ 平成：平成会  
【会派別賛否状況】 ○：賛成 ×：反対

〔市長提出議案〕 市長提出議案（予算案及び決算の概要）は、**福岡市平成22年度の予算及び財政のあらまし（平成21年度決算）**をご覧ください。

議案番号	提出年月日	件名	議決年月日	議決結果	自民	公明	民主	みらい	共産	ネット	福祉	平成
119	H22.9.9	平成21年度福岡市一般会計歳入歳出決算										
120	H22.9.9	平成21年度福岡市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算										
121	H22.9.9	平成21年度福岡市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算										
122	H22.9.9	平成21年度福岡市老人保健医療特別会計歳入歳出決算										
123	H22.9.9	平成21年度福岡市介護保険事業特別会計歳入歳出決算										

(中略)

議案番号	提出年月日	件名	議決年月日	議決結果	自民	公明	民主	みらい	共産	ネット	福祉	平成
151	H22.9.9	平成22年度福岡市高速鉄道事業会計補正予算案(第1号)	H22.9.17	可決	○	○	○	○	○	○	○	○
152	H22.9.9	<b>福岡市条例の一部を改正する条例案</b>	H22.9.17	可決	○	○	○	○	×	○	○	○
153	H22.9.9	町の区域の変更について	H22.9.17	可決	○	○	○	○	○	○	○	○
154	H22.9.9	土地及び建物の賃付けについて	H22.9.17	可決	○	○	○	○	×	○	○	○
155	H22.9.9	下水道施設の管理のにかいに基づく損害賠償額の決定について	H22.9.17	可決	○	○	○	○	○	○	○	○
156	H22.9.9	下水道施設の管理のにかいに基づく損害賠償額の決定について	H22.9.17	可決	○	○	○	○	○	○	○	○
157	H22.9.17	人権擁護委員候補者の推薦について(小田原隆子氏)	H22.9.17	同意	○	○	○	○	○	○	○	○
158	H22.9.17	人権擁護委員候補者の推薦について(原田博治氏)	H22.9.17	同意	○	○	○	○	○	○	○	○
159	H22.9.17	人権擁護委員候補者の推薦について(大木麻美子氏)	H22.9.17	同意	○	○	○	○	○	○	○	○
160	H22.9.17	人権擁護委員候補者の推薦について(福江秀夫氏)	H22.9.17	同意	○	○	○	○	○	○	○	○

← 会議結果リストページへ戻る ↑ ページの先頭へ戻る

#### 意見書案・決議案

意見書とは、地方自治法に基づき国会や関係省庁などへ市民生活に関係のある問題について意見や要望を伝えるために提出する文書であります。  
決議とは、市議会としての意思を決定し、それを対外的に表明するものです。

【意見書案】

意見書案番号	提出年月日	件名	議決年月日	議決結果	自民	公明	民主	みらい	共産	ネット	福祉	平成
11	H22.9.17	新たな経済対策を求める意見書案	H22.9.17	可決	○	○	○	○	○	○	○	○
12	H22.9.17	子宮がんを予防するワクチン接種の公費助成及び受診率向上対策の充実を求める意見書案	H22.9.17	可決	○	○	○	○	○	○	○	○
13	H22.9.17	公契約に関する基本法の制定を求める意見書案	H22.9.17	可決	○	○	○	○	○	○	○	○
14	H22.9.17	来年度予算編成において少人数学級の実施を求める意見書案	H22.9.17	可決	○	○	○	×	○	○	○	○
15	H22.9.17	米値下落への緊急対策を求める意見書案	H22.9.17	可決	○	○	×	○	×	×	○	×
16	H22.9.17	熱中症への緊急対策を求める意見書案	H22.9.17	可決	×	○	○	×	○	○	○	○

【決議案】

決議案番号	提出年月日	件名	議決年月日	議決結果	自民	公明	民主	みらい	共産	ネット	福祉	平成
5	H22.9.17	議員定数調査特別委員会の設置に関する決議案	H22.9.17	可決	○	○	○	○	○	○	○	○

← 会議結果リストページへ戻る ↑ ページの先頭へ戻る

議案に対する会派別賛否状況

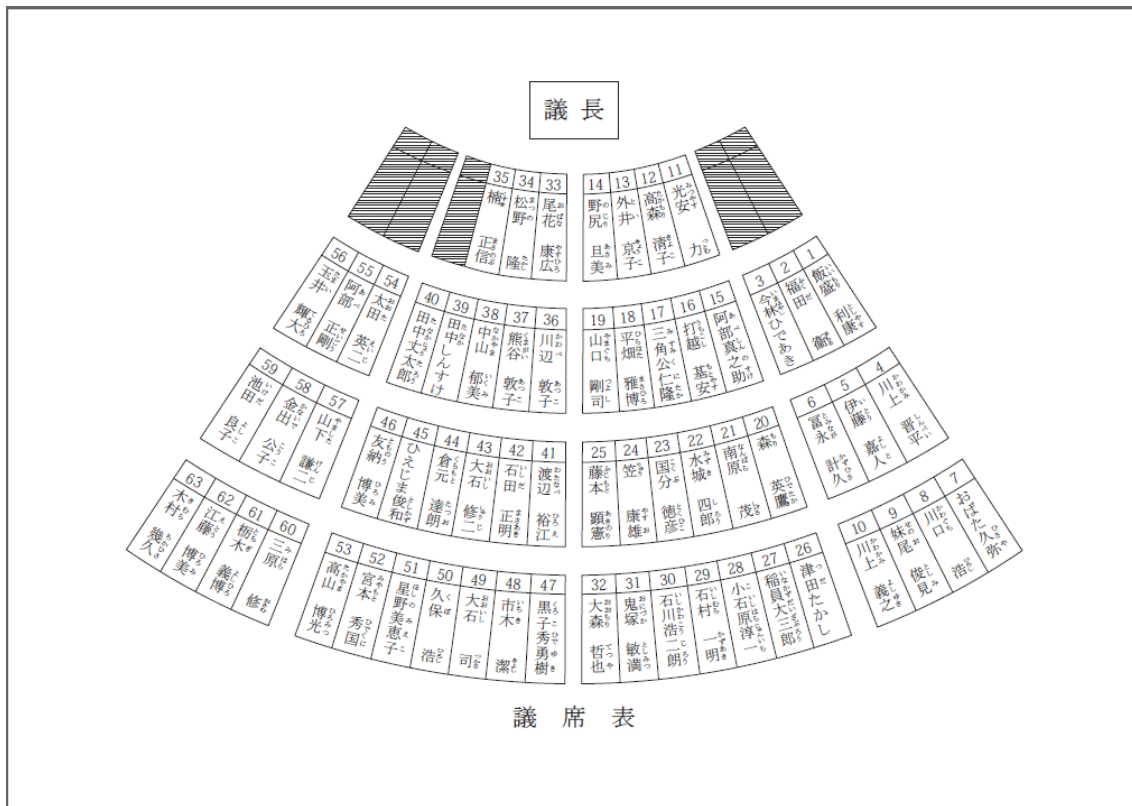
©2007 Fukuoka City Council All Rights Reserved.

## 2 座席表の市議会ホームページ掲載（平成 22 年 10 月 1 日より）

### ①掲載場所

The screenshot shows the Fukuoka City Council website. The navigation menu includes: 福岡市議会 トップページ, 議長 副議長, 会議日程 発言通告, 議案 議事録, 議員名簿, 市議会のしくみ, 傍聴案内、請願・陳情の案内, 市議会からのお知らせ, 会議録の検索と閲覧. A red box highlights the '福岡市議会 トップページ > 議席表' link. Below the menu, there is a '議員名簿' section with sub-links for '区別' (Districts), '委員会別' (Committee-wise), '党派別' (Party-wise), and '議席表' (Seating Chart). The '議席表' link is also highlighted with a red box. To the right, there is a photo of the council chamber and a PDF download link for '議席表(PDF:74KB)'. Below the PDF link, there is a message about Adobe Reader: 'PDFファイルをご覧になるにはAdobe Readerが必要となります。こちらからダウンロードしてください。' At the bottom, there is a link '↑ ページの先頭へ戻る' and a copyright notice '©2007 Fukuoka City Council All Rights Reserved.'

### ②議席表



## 議会活性化推進会議（会津若松市議会視察）調査結果（案）

## 1 日 時

平成 22 年 7 月 30 日（金） 9:25～11:35

## 2 場 所

会津若松市議会 本会議場（福島県会津若松市東栄町 3－4 6）

## 3 出席者

## (1) 会津若松市議会

田澤豊彦 議長，渡部優生 議員（視察対応担当），浅田誠 議員（視察対応担当）  
（以下，事務局）三瓶 事務局長，井島 議事グループ副主幹，森澤 主査

## (2) 福岡市議会

南原 茂 座長（自民党），大石 修二 副座長（公明党），伊藤 嘉人 委員（自民党），  
石田 正明 委員（公明党），栃木 義博 委員（民主・市民），笠 康雄 委員（みらい），  
星野美恵子 委員（共産党），外井京子 議員（ネット），木村幾久 議員（社民・市政），  
友納博美 議員（平成会）

## 4 調査目的

平成 20 年 6 月に議会基本条例を制定し，先進的な取り組みを行う福島県会津若松市を訪問した。

特に注目される内容は、下記(3)～(5)に示している政策形成サイクルと議員間討議重視の議会運営であり，これらについて，課題・運営の実際・市民への効果などの確認・検証等のために，下記事項を中心に調査を行った。

- (1) 議会基本条例制定の経緯
- (2) 議会基本条例の概要及び特色
- (3) 市民との意見交換会を起点とした政策形成サイクル
- (4) 議員間討議重視の議会運営
- (5) 議員活動と議員報酬等との関連性及びあり方に関する研究（議会制度検討委員会）

## 5 調査概要

## (1) 会津若松市議会説明

井島副主幹より，別添「議会基本条例をツールとした政策形成サイクルの構築・運用と今後の課題（レジュメ編）」等に基づき説明があった。

特に，同レジュメ，「Ⅰ議会基本条例制定のプロセス」，「Ⅱ会津若松市議会基本条例の概要と特色」を中心に説明があった。

## (2) 質疑

主な質疑は次のとおり

## ① 議決責任と議員間討議について

（問 1）市長提案議案について議決責任を明確化することは，審査にどのような変化があるのか。本市議会では 1 週間前の議案送付からとなり，市長提出議

案に対する議決責任を考えると時間がなく厳しいと思う。また、議案についての質疑、議案質疑が重要視されていない印象がある。議員間討議の実施に伴い議案質疑等はどうなっているのか。

(答) パブリックコメントの実施や附属機関での審議などである程度の情報は察知できるが、議案は原則1週間前の送付である。送付1週間前に「内示会」が行われ、会派・議員による勉強会が進められる。あわせて、所管の常任委員長による勉強会も招集され、議員間での討議が行われ、情報交換、論点整理、役割分担などが行われる。結果として、委員会の各議員による様々な視点からの重層的な質問となる。委員会当日には、質疑の後、理事者の退席を求め、再質疑の必要性を議論し、理事者の再説明を求めたりしながら、委員会・議員の考えを明確にしていく。議決責任を果たすため、これらの議論について、5月・11月の議会報告会で報告・説明を行っている。各議員の賛否は広報誌で明らかになるので、賛否の理由が問われる議会報告会でも、明確に説明できる。(レジュメ8p, フロー図参照)

(答)内示会での簡単な質問が許されているが、会期1週間前の議案送付の後に、各議員や委員会(前述の)での事前調査、本会議での総括質疑、常任委員会での質疑が行われる。

(答)委員会における審議でも、議員ごとの議論ではなく、あらかじめ整理した論点を中心に審議が進められる。そのことが、委員会における審議の質に変化をもたらしている。執行部の答弁は、“議員”に対する答弁ではなく“委員会”に対する答弁となり、各議員や委員会による採決のための事前調査とあわせ、判断材料のひとつと位置づけられる。しかしながら、閉会中における施策等に関する調査研究がなければ、内示会からの2週間で議員間討論を含めた審議は難しいと考えられる。

(問2)議員間討議を始めてからの感想はどうか。

(答)事前によく勉強して、議決責任にも耐えうる充実した議論となっている。また、当局への意見、要望、附帯決議なども、“議会(委員会)としての意見”との位置づけが強まり、より重く受け止められる効果が期待される。

(答)他議員との議論で視点が広まる。当局も議員もより理解が深まっている。

(答)議員間討議の効果として、「あいづわかまつ広報議会(平成22年5月号)」5頁ないし9頁にあるように、委員会としての意見、附帯決議が掲載されている。

(問3)次年度予算の審議のために決算審査は重要と思うが、議会としての意見等を表明することに伴って、決算審査に変化はあるのか。

(答)例年10月に10名の委員で4日間の審査を行っている。議員間討議については、導入間もないので実例がないが定例会における常任委員会審査と同様になると思う。実施方法は検討中であるが、事業を抽出して集中審査することも考えられる。

## ② 質問時間について

(問)元々民主的な風土があり、議論をつくし排除しないとのことだが、基本条

例の制定にあたってはより民主的，市民意見の反映が必要と思う。基本条例の制定にあたって，本会議，委員会における質問時間の配分に変化はあるのか。

(答) 議員平等の考えに基づいており，個人質問（一般質問）については1人20分，本会議における質疑は1人15分となっている。基本条例制定後に持ち時間の変更はない。

### ③ 市民の位置づけについて

(問) レジюме4p中の“主権者である市民”と“顧客である市民”の使い分けはあるのか。

(答) 神原先生の考えに基づくものである。市民からの付託を受けた“議会”を一種の“会社”と見なし，市民福祉サービスの最終提供者としての市民を“顧客”と捉えているものである。

### ④ 請願と陳情について

(問) 請願と陳情の取扱に差異はあるのか。本市では委員会中に市民の意見を聴く機会はなく，取り扱い協議の際も傍聴は認めていない。

(答) 陳情は市内居住者との制限，請願は毎定例会毎に本会議への報告などの差異はあるが，審査の上での差異はない。市民意見の聴取に関しては，一旦委員会を休憩し意見を聴く機会を設けている。議員間討議については，委員会の一環として傍聴を認めている。

### ⑤ “議会の権能”について

(問) 資料編21頁，基本条例第8条に「議会は，市長等との立場及び権能の違いを踏まえ，議会活動を行わなければならない」と規定されていることについて，どのような議論があったのか。意味は何か。

(答) 当然のことではあるが，確認のために規定している。具体的な対応としては，従前は執行部の附属機関等の委員に任命されていたが，基本条例制定後には辞退するようにしている。

(答) 最近では，公共施設の利活用に関する検討会議について，附属機関の委員就任の打診があったが，議会の権能内での活動を目指し，就任を断っている。

### ⑥ 広報広聴委員会について

(問) レジюме11頁記載の広報広聴委員会メンバーは毎回同じなのか。加えて，議会に提出される議案も議会前1～2週間での提示であり，市民との意見交換会が形骸化しないための工夫などあるか。

(答) 従前は依頼があれば，依頼内容に応じて附属機関の委員に就任していた。基本条例制定後は，議会に提案された際に意見が言いにくいので，二元代表制の観点から委員就任等は辞退することとしている。議会として，執行部とは別に市民意見を聴くこととしている。広報広聴委員会は，議会としての政策づくりの5つの柱の内の1つで，市民の要望を把握するために実施してい

る。従前は“広報”委員会であったが，“広聴”機能を追加した。様々な意見については、同委員会で精査し、必要に応じて議長に報告を行い、議長は各常任委員会に振り、各常任委員会はその内容をさらに深め政策立案に繋げることとしている。

#### ⑦ 発言時間並びに議会費について

(問) 質問時間については、各議員全く同じなのか。質問が集中した場合はどうなるのか。レジュメ 5 頁の二代表制を踏まえた予算の確保とは具体的にどのようなことか。権限の獲得など考えているのか。

(答) 一般質問は 6，9 月議会が 2 日間，12 月議会が 3 日間としており，制限は加えていない。発言通告締め切り 3 週間前頃に議会運営委員会を開催し，会派がそれぞれの質問項目を持ち寄り，情報交換を行う。毎回 20 人程度が質問し 1 人あたり答弁を含め 40 分程度なので，タイトではあるが概ね日程内に収まっている。議会運営委員会として質問項目の調整などを行うことはないが，各議員間で調整を行っている。

言うまでなく議会に予算提案権はないが，代表者会議として必要事項について文書で投げかけている。

#### ⑧ 意見交換会の詳細について

(問 1) 意見交換会の単位，日程調整はどうなっているのか。

(答) 意見交換会は，15 ある小学校単位で 5 人ずつの 5 班編成で，期数，常任委員会が分散するようにしている。段取り，日程調整はすべて議員が行っている。

(問 2) 選挙区などの配慮はあるのか。

(答) “議会”としての活動であるので考慮はしていない。1 回当たり 3 地区を行うが，選挙区などの考慮はせず，まんべんなくローリング方式で担当している。

(問 3) 出席義務はあるのか。

(答) 基本条例に基づく活動であるので，原則全員で行う。

(問 4) 参加者の選定方法はどうか。

(答) 回覧板や広報誌での募集を行っており，市民であれば認めている。実態としては，1 回当たり 20 名程度で 7～8 割が地域の自治会長等に従事している人である。地区別と分野別（福祉など）に分けて行っている。

(問 5) 議論がかみ合わない場合はどうするのか。

(答) 議論がかみ合わないこともあるが，説得や執行部の代弁を行うものではないので，市民意見として有益に活用できるよう努めている。

(問 6) 意見交換会 1 回当たりの流れはどうなっているのか。

(答) 5 月と 11 月には，直近議会の報告や前回報告会での取り組みの報告の後に，意見交換を行っている。

⑨ 住民投票条例の有無について

(問) 議会と市民意見の隔たりが大きな場合に、住民投票などの調整機能はあるのか。

(答) 住民投票条例はない。

⑩ 議会基本条例制定までの会派間の調整について

(問) “議会”としての活動に関する規定について、政党間、会派間の意見調整はどうだったのか。

(答) 意見交換会では会派は関係なく実施しており、参加議員の協調なしには意見交換会が十分にできない状況にある。党派間の垣根は低くなっているように思う。議員間討議、一般質問に関しても、協調している。

(3) まとめ

会津若松市議会においては、議会基本条例の制定に伴い議員間討議が進み、次のような実績や効果があり、その結果として、執行機関や市民との関係に変化が生じていることが分かった。

- ① 本会議、委員会において、議員のさまざまな視点を踏まえての重層的な質疑、審議が行われている。
- ② 委員会における審議では、議員ごとの議論ではなく、あらかじめ整理した論点を中心に審議が進められているため、委員会における審議の質に変化をもたらしている。
- ③ 議員は事前によく勉強し、議決責任にも耐え得る充実した議論になっており、当局への意見、要望、附帯決議なども議会（委員会）としての意見という位置づけが強まっている。
- ④ 議会の附帯決議や委員会としての意見の公表が増加している。
- ⑤ 議会基本条例制定後は、二元代表制の観点から、議会の権能内での活動を目指し、執行部の附属機関委員への議員の就任は辞退するようにしている。
- ⑥ 議決責任を果たすため、議会における議論について、議会報告会で報告・説明を行っている。

( 以 上 )



## 第1 総論

	議会活性化推進会議での調査研究, 議論等
1 議会基本条例とは	●平成21年10月23日第2回活性化推進会議（第2次・延長後）P1 議会基本条例の定義について、議会基本条例という言葉をはじめて使った神原勝北海学園大教授の解説を紹介し、一般的な議会基本条例の概要について、都道府県で最初に条例を制定した三重県を参考に調査及び確認をし、これまでの議会活性化推進会議における意見や提案の確認を行ったもの。
2 議会基本条例の全国的な制定状況等	●平成22年4月27日第6回活性化推進会議（第2次・延長後）P2 最新の議会基本条例の全国的な制定の動きを紹介し、平成20年度から21年度にかけて、都道府県や政令市の中にも制定する自治体が広がってきている状況を確認したもの。 ●平成21年10月23日第2回活性化推進会議（第2次・延長後）P3～6 既に議会基本条例を制定していた三重県など4つの自治体の議会基本条例の規定内容を一覧にして比較するとともに、それら個別の規定内容に対応する本市議会の取り組み状況と比較検討を行い、本市議会が検討を要すると考えられる規定の例を説明したものの。

## 第2 各施策に係る各論

議会基本条例の大項目	議会活性化推進会議での調査研究, 議論等
1 議会の地位, 役割, 活動原則等	●平成22年2月10日第5回活性化推進会議（第2次・延長後）P7～17 政令市及び都道府県において制定されている合計12の議会基本条例には、いずれも前文が置かれており、その前文に表れている理念について説明したもの。
2 議会と住民の関係 (1) 公開性 (情報公開等)	●平成22年2月10日第5回活性化推進会議（第2次・延長後）P18～20 議会基本条例を制定した他都市の議会における制定後の取り組み状況を把握するため、三重県議会、岩手県議会、大分市議会、会津若松市議会を参考に、「開かれた議会（公開性・市民参加）」に関する取り組みという視点から、議会基本条例の制定による具体的な取組事例を整理したもの。
(2) 住民参加	●平成21年12月7日第3回活性化推進会議（第2次・延長後） ●平成22年6月8日第7回活性化推進会議（第2次・延長後）P21・22 議員が市民に対して、直接、議会活動の報告を行ったり、重要な政策課題等について意見交換を行ったりする「議会報告会」や「住民との意見交換会」を開催している大分市、長崎県大村市、先進的な条例と紹介されることが多い福島県の会津若松市、岩手県、三重県伊賀市、北海道栗山町を取り上げて、議会報告会の内容、開催頻度、会場や出席議員などの調査研究を行ったもの ●平成22年7月29日・30日会津若松市議会視察関係 P23～26 会津若松市議会における市民との意見交換会について、その趣旨や担当地区割や進め方の手順等の調査研究を行ったもの。
3 議会と執行機関の関係及び議会の権限	●平成20年8月5日第17回活性化推進会議（第2次）P27 本市において「出資法人等の保有する情報の議会への提供等に関する条例」や「福岡市市行政に係る重要な計画の議決等に関する条例」を議員提案条例で制定し、執行機関への監視機能の強化を、他都市に先駆け先進的に行っているもの。
4 議会の組織, 会議の運営	●平成22年2月10日第5回活性化推進会議（第2次・延長後）P28～30 議会基本条例を制定した他都市の議会における制定後の取り組み状況を把握するため、三重県議会、大分市議会、会津若松市議会、北海道栗山町議会などを参考に、「政策立案機能や行政監視機能などの議会の機能の強化」に関わる取り組みという視点から、議会基本条例の制定による具体的な取組事例を整理したもの。 ●平成22年7月29日・30日会津若松市議会視察関係 P31～33 会津若松市議会の常任委員会における委員間討議について、その意義及び必要性、実際の常任委員会における対応等の調査研究を行ったもの。 ●平成22年10月22日第9回活性化推進会議（第2次・延長後）P34・35 本市議会は、平成10年4月以降、12件の議員提案政策条例が成立し、政令市の中でも最多の成立件数になっており、議員の政策提案が活発に行われているもの。
5 議員の政治倫理・報酬, 政務調査費, 研修	●平成22年10月22日第9回活性化推進会議（第2次・延長後）P36～40 本市議会において、市議会議員政治倫理条例、特別職に係る報酬・費用弁償条例や政務調査費交付条例を制定しており、それぞれにおいて議会の主体的な運用がなされているところ。 平成19年8月に本市が開催市として、福岡県市議会議長会議員研修会を実施したもの。

## 第3 他都市の制定経緯等

	議会活性化推進会議での調査研究, 議論等
1 三重県議会基本条例	●平成21年10月23日第2回活性化推進会議（第2次・延長後）P41～60 都道府県で初めて議会基本条例を制定した三重県議会を事例として、制定の経緯、条例制定後の動きや平成20年7月4日に三重県議会へ調査視察を行った調査結果などをもとに調査研究を行ったもの。
2 会津若松市議会基本条例	●平成22年7月29日・30日会津若松市議会視察関係資料 P61～69 先進的な条例として取り上げられることの多い福島県の会津若松市議会基本条例の概要やその経緯、制定後における執行部や市民との関わり方の変化や議会活性化の状況を調査研究するため、平成22年7月29日及び30日に会津若松市議会への視察調査を行ったもの。
3 名古屋市議会基本条例	●平成22年4月27日第6回活性化推進会議（第2次・延長後）P70～76 直近の政令市における議会基本条例の制定例として、名古屋市議会基本条例をもとに、その条例の概要や制定の経緯の調査研究・議論を行ったもの。
4 川崎市議会基本条例 5 栗山町議会基本条例	●平成21年10月23日第2回活性化推進会議（第2次・延長後）P77～86 政令市初の制定例として川崎市議会基本条例を、また、全国で初めての制定例として北海道栗山町議会基本条例の調査研究を行ったもの。

「【協議事項 1】 議会基本条例（仮称）の検討」の各会派の意見聴取について

議会基本条例に対する意見	
議会基本条例に対する課題	

※ 次回（12月開催予定）の議会活性化推進会議において各会派の議会基本条例に対する率直なご意見や課題等をお聞かせいただきます。

※ 各会派の皆様を持ち寄っていただいたご意見や課題は、最終報告書への掲載を予定いたしております。